

答 申 第 42 号
平成 30 年 8 月 10 日

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 川崎 志保

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 30 年 5 月 21 日付け諮問第 42 号で諮問のあった標記のことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 個人情報の目的以外の利用の制限の例外について
(転出者調査にかかる個人情報の目的以外の利用)

- 2 答申の趣旨

諮問のあった目的以外の利用の制限の例外については、以下の理由により適当である。ただし、付帯意見に留意願いたい。

- 3 答申の理由

(1) 本諮問の目的

加古川市（以下「市」という。）は、総務省が平成 30 年 1 月 29 日に発表した「住民基本台帳人口移動報告」において、平成 29 年の 1 年間における転出超過数が 1,086 人にもものぼり、全国の自治体の中でも人口減少が激しい状況となっている。とりわけ、男女ともに 20 歳から 34 歳までの転出超過が大きくなっていることから、市では、人口減少、転出超過の拡大に歯止めをかけるため、「結婚から子育てまで“ぐうっと”応援するまち」ブランディング緊急プロジェクトを進めているところである。そのプロジェクトを推進する中で、現状を克服するための施策立案の参考とすべく、市からの転出者に対し、転出に至った理由や、転出先の自治体を選択した理由等のアンケート調査（以下「転出者調査」という。）を企画部政策企画課において実施することとしている。

転出者調査は、住民基本台帳の情報を利用しなければ実施が困難となるが、住民基本台帳は、「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資すること」を目的として、住民に関する記録を統一的に収集管理しているもので、市民部市民課において保有しているものである。当該情報を転出者調査に利用することについては、収集した目的以外の利用に該当し、加古川市個人情報保護条例第7条の規定により、個人情報の目的以外の利用は制限されている。したがって、同条第1項第4号の規定により、転出者調査に住民基本台帳に記載された転出者の情報（以下「転出者情報」という。）を利用することについて、個人情報の目的以外の利用の制限の例外として、公益上の必要その他相当の理由があると認められるか否かについて、本審査会に諮問されたものである。

（２）審議結果

① 個人情報の目的以外の利用の制限の例外として、公益上の必要その他相当の理由があるか否かは、ア、利用目的の必要性・合理性、イ、利用する個人情報の内容・範囲の相当性から判断すべきである。

② 利用目的の必要性・合理性

市では、転出超過、人口減少等が進んでおり、この現状を克服することは、市政運営上重大かつ緊急的な懸案事項である。その施策立案のため、転出者調査を実施し、市からの転出者が転出に至った理由や転出先の自治体を選択した理由等を収集し分析することには、必要性・合理性が認められる。

③ 利用する個人情報の内容・範囲の相当性

転出者調査は、市からの転出が多い若い世代を調査対象とするため、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における市からの転出者で、転出日時点において18歳から45歳までの男女約4,000人を調査対象者とし抽出している。その抽出に、転出者情報のうち、転出者の氏名、転出先住所、生年月日、男女の別、転出日、世帯構成員情報、加古川市登録時の住所（町名）を利用し、また、転出者調査のアンケート用紙を調査対象者に送付するため作成するタックシール（以下「送付用タックシール」という。）に宛先を印字するため、転出者の氏名、転出先住所を利用するということである。

上記の転出者情報は、転出者調査において有効な結果を得るために必要な範囲に限定されているものと認められる。また、送付用タックシールに印字される情報は、送付するためには必要不可欠な情報であり、利用する個人情報の内容・範囲には相当性がある。

④ まとめ

以上のとおり、本件については、利用目的及び利用する個人情報の内容・範囲のいずれの観点からも、公益上の必要その他相当の理由があると認められ、転出者情報の目的以外の利用は適当であると考えます。

(3) 付帯意見

市は、転出者調査のうち、送付用タックシールによりアンケート用紙を送付する業務と、市に返送されたアンケートの回答を集計する業務を業者に委託することとしている。アンケートの回答は無記名としているため、委託業者に提供される個人情報は、発送業務における送付用タックシールに印字された調査対象者の情報に限られるとのことであるが、これら一部委託によって個人情報の漏えい等が起こる危険性がある。

市は、委託業者との間で、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するための必要な措置を講じることを契約で規定し、個人情報の適正な取扱いを確保したいとしているが、約 4,000 人もの転出者情報を委託業者に取り扱わせることから、委託業者が個人情報の漏えい等をすることがないように、個人情報の適正な取扱いについて委託業者との契約に明記するとともに、十分に指導されたい。

また、転出者調査後、提供を受けた転出者情報は速やかに破棄されたい。

なお、当該調査を今後も引き続き実施する場合は、今回の実施結果の報告とともに、改めて本審査会に報告されたい。

以 上